

外国為替証拠金取引説明書

外国為替証拠金取引のお取引を始めるにあたっては、この説明書等をご熟読下さり、取引の仕組みやリスク等を十分ご理解ご確認のうえ、ご自身の判断と責任においてお取引願います。

当社がご提供いたします外国為替証拠金取引は、元本や利益を保証するものではありません。外国為替証拠金取引は、一般的に投資金額以上のお取引をするレバレッジ商品（通貨ペアにより異なりますが、概ね15倍から200倍の取引をすることとなります。）と呼ばれている金融商品ですので、為替相場の変動次第で多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被り、時には投資資金以上の損失につながる場合もあります。

当社が提示いたします為替レートには、お客様の買い付け価格（オファー）とお客様の売り付け価格（ビッド）との間にスプレッドと呼ばれる差額がございます。また、ポジション（建玉）を未決済のままロールオーバー（翌日に持ち越し）した場合、お取引通貨ペアに係る金利相当額を授受するスワップポイントも、買いと売りでは異なります。さらに、お客様のコストである取引手数料は、商品の別「わくわく100」、「ゆうゆう20」に関係なく、1ロット（10,000通貨単位）当り片道100円（電話による取引の場合は200円）です。

なお、当社は、外国為替証拠金取引の経験の浅いお客様には、取引に習熟されるまでの間、少しでもレバレッジに係るリスクを低減していただく意味で、レバレッジの低い「ゆうゆう20」の商品選択をお勧め致しております。また当社は、知らず知らずのうちに過度の取引となってしまう、リスクの増大を招くことのないよう、預かり証拠金の30パーセント程度を新規建てポジション上限枠の目途としてのお取引を、ご推奨申し上げております。

本説明書は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である外国為替証拠金取引について説明します。

外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

相場状況の急変により、売り付け価格と買い付け価格のスプレッド幅が広がったり、意図した取引ができなくなる場合があります。

災害や通信障害、或いは当社の取引システムへの電磁的手段を用いた不正侵入やソフトウェアまたはハードウェアの不具合等々の理由により、注文の発注、執行、取消、確認等が意図した時に実行できない等のリスクが発生する場合があります。

手数料は、1万通貨単位あたり片道100円（電話取引の場合は200円）を上限として徴収します。

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）は、できません。

当社は、お客様との取引から生じるリスクの軽減を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。（平成20年3月11日現在）

(1) IFX Markets Inc .

住所：419 Boylston Street, Suite 700, Boston, MA 02116, USA

TEL：1-617-357-0682

全米商品先物取引委員会(CFTC)に登録されている先物取引業者で全米先物協会(NFA)会員、登録番号：0327627

(2) Dukascopy Swiss Forex Group

住所：ICC, Route de Pré-Bois 20, 1215 Geneva 15, Switzerland

TEL：41-22-791-7050

スイス ARIF 会員

(3) MIG Investments SA

住所：14, Route des Gouttes d'Or 2008 Neuchatel, Switzerland


TEL：41-32-722-1780

スイス ARIF 会員

(4) Saxo Bank A/S

住所：Smakkedalen 2, DK-2820 Gentofte, Denmark

1、くにやす・FX株式会社の会社概要

商号	くにやす・FX株式会社 Kuniyasu FX Inc.
登録	金融商品取引業：関東財務局長（金商）第267号 登録年月日：平成19年9月30日
所在地	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-13-4 東陽ビル3階
連絡先等	TEL：03-5207-6688（代表）  ：0120-173-365 FAX：03-5207-6588 URL： http://www.fx-kyc.com E-mail：info@fx-kyc.com
設立年月日	平成13年3月6日
事業内容	金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者 主にインターネットを利用した外国為替証拠金取引及びこれに 付随する業務
資本金	2億2千万円（平成20年5月30日現在）
代表者	代表取締役 伊集院 明
主要株主	伊集院 明
加入協会	社団法人 金融先物取引業協会（会員番号 1510） 加入年月日：平成17年12月27日
加入団体	東京商工会議所（会員番号：C2050293）
苦情相談受付窓口	TEL：03-5207-6585 E-mail：info@fx-kyc.com

2、外国為替証拠金取引の仕組み等について

1．FX-Bridge と取引態様

当社は、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会諸規則に基づき、多くの方々に FX-Bridge の名称で親しまれております外国為替証拠金取引システムを皆様方にご提供いたします。FX-Bridge とは、取引金額の一部として証拠金を預託していただくことにより行う取引で、外国為替直物取引の商慣行である通常 2 営業日後に実行される受渡し期日を、反対売買による決済取引を行わない場合にはロールオーバーすることで、決済するまでポジションの維持継続を可能にした取引をいいます。なお、お客様による FX-Bridge での取引は、当社が相手方となって取引を成立させる相対取引です。

2．外国為替証拠金取引に係るリスク

外国為替証拠金取引は、比較的少額の証拠金に比して取引総代金が大変多額になりますので、為替市場の動向次第で一度に多額の利益を獲得する機会に恵まれる反面、お客様の意図する方向の反対に動いた場合は思わぬ損失を被ることとなります。またその損失は、お客様が取引のために預託した証拠金の額を上回る場合もあります。下記に記すリスクがすべてではございませんが、主だったものを列挙しますので、それらを良くご理解いただき、ご自身の判断と責任においてお取引下さい。

(1) 為替相場変動リスク：世界の政治、経済をはじめ、金融市場動向や国際紛争、災害に至るまで、ありとあらゆるものが為替変動要因です。また、取引通貨の変動だけでなく価格通貨の相場変動においてもお客様の純資産額に変動をもたらします。

(2) インターネット取引に係るリスク：天災やインターネット環境の不具合、取引システムに対するサイバー攻撃等々により、システム障害が発生して、意図する取引ができなくなる場合も考えられます。

(3) 金利変動リスク：取引対象通貨の市場金利が変動した場合、それに伴いスワップポイントも連動し変動します。その為、スワップポイントも受取から支払いに転じることもあり、これもリスクのひとつです。

(4) 信用リスク：当社が倒産した場合等における FX-Bridge に係るお客様の当社に対する債権は、一般債権者と同等です。また、お客様の預託証拠金の一部はカバー取引の証拠金としてカバー取引先に預託されています。従って、カバー取引先の信用状況によってはお客様が損失を被る危険性（取引先リスク）も存在しています。

(5) 流動性リスク：外国為替市場は極めて流動性の高いマーケットですが、クリスマス前後の時期は特に市場参加者が極端に少なくなり、相場が薄商いのなか上下に大きく動き、意図する取引が出来なくなる可能性も考えられます。

(6) 相場急変によるスリッページリスク：為替相場の状況次第で、自動ロスカット（後述自動ロスカット参照）による執行価格がトリガー価格（自動ロスカット発動価格）から乖離すること（スリッページ）があります。これも為替相場変動リスクのひとつですが、それとは異なった性質を持っていますので特記するものです。

(7) 契約約款等の変更：契約約款等は、法令等の変更、監督官庁の指示、または当社が必要と判断した時は改定され、従来のお客様の権利を制限、またはお客様に新たな義務を課す可能性もあります。

3. 取引可能通貨ペア

取引の対象は、米ドル・円、ユーロ・円を含め、以下の18通貨ペアです。通貨ペアとは、取引通貨（トレードカレンシー）と価格通貨（プライスカレンシー）のことで、通貨ペア取引とは、取引通貨を価格通貨で売買することを意味します。例えばUSD/JPY（米ドル・円）の取引でご説明しますと、取引通貨（USD＝ドル）を価格通貨（JPY＝円）を以って受渡または決済するという意味です。

通貨ペア	通貨ペアの呼び（読み）方
USD/JPY	米ドル・円
EUR/USD	ユーロ・米ドル
GBP/USD	英ポンド・米ドル
USD/CHF	米ドル・スイスフラン
USD/CAD	米ドル・カナダドル
AUD/USD	オーストラリアドル・米ドル
EUR/GBP	ユーロ・英ポンド
EUR/JPY	ユーロ・円
NZD/USD	ニュージーランドドル・米ドル
EUR/CHF	ユーロ・スイスフラン
GBP/JPY	英ポンド・円
GBP/CHF	英ポンド・スイスフラン
AUD/JPY	オーストラリアドル・円
CHF/JPY	スイスフラン・円
NZD/JPY	ニュージーランドドル・円
AUD/CAD	オーストラリアドル・カナダドル
EUR/AUD	ユーロ・オーストラリアドル
EUR/CAD	ユーロ・カナダドル

4．取引単位

各通貨ペアとも取引単位は1万通貨で、1ロットまたは1枚と呼びます。

5．取引時間

日本時間月曜日の午前7時から土曜日の午前5時半（米国が冬時間の場合は日本時間土曜日の午前6時半）までお取引ができます。日本の祝祭日もお取引可能です。また、お客様には、24時間リアルタイムチャートもご利用いただけます。

クリスマス前後及び年末年始には、上記の取引時間が若干変更となりますが、この場合は事前にホームページ等にてお知らせいたします。

6．携帯電話による取引

モバイルは3キャリアに対応しており、iモード（NTTドコモ）、Yahoo!ケータイ！（ソフトバンクモバイル）、EZweb（au）でのお取引も可能です。

7．スプレッド

FX-Bridge が提示する売り付け価格と買い付け価格との間にスプレッドと呼ばれる差があります。この差は、インターバンク（銀行間取引）レートをプライスフィーダー（価格提供先）を通じて提供された価格をもとに、当社のカバー取引先が決定した売り付け価格と買い付け価格に当社で経済的判断或いは市場競争力等を勘案し0～5ポイントを加えて決定していますが、為替市場の状況次第では拡大される場合があります。

8．ポジションの決済及びロールオーバー

インターバンク市場における外国為替取引は、通常2営業日後に決済されますが、当社がご提供いたしますFX-Bridgeは、ポジションを反対売買することにより差金決済され、現渡し等による決済はできません。また、ポジションを建てた日に決済しない場合、当該ポジションは自動的にロールオーバーされます。そのロールオーバーは決済するまで繰り返すことができますので、お客様は、決済するまでの間、当初のポジションを維持することもできることとなります。つまり、FX-Bridgeには決済期限はありません。

9．スワップポイント

FX-Bridge取引においてポジションをロールオーバーした場合、前述のとおりインターバンク市場における為替取引のように決済しませんので、実質的には価格通貨を銀行より借入れ、取引通貨を銀行に預けることを意味します。その借入支払金利と預金受取金利との間に金利差が発生しますので、その金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受することとなり、受け取りの場合はお客様取引口座の預金に加算され、支払いの場合は預金から減算されます。お取引通貨ペアに係るスワップポイントは、買いと売りでは異なります。当社は、当該スワップポイントを売りポジション・買いポジション別に「1ロットあたり1日 円」というように円金額で公表しております。ところで、スワップポ

イントは日々発生し当社との間で日々の授受が行われますが、インターバンク市場では通常2銀行営業日に受渡しが行われるため、水曜日から木曜日にロールオーバーした場合は、土曜、日曜の分も合わせて3日分のスワップポイントが発生し、3日分のスワップポイントが授受されることとなります。なお、スワップポイントは、関係国の金利変動に伴い変更されます。

10．使用証拠金（必要証拠金）

最低取引単位である1ロットの取引に必要な証拠金額は、口座開設申し込み時の商品の選択、すなわち、「わくわく100」または「ゆうゆう20」で異なります。使用証拠金額は、それぞれ10,000円と50,000円です。

11．証拠金の入金

取引口座を開設し、取引を開始する前に、証拠金を預託していただきます。証拠金の預託先は当社で、株式会社三井住友銀行神田駅前支店のくにやす・FX株式会社保証金口座へ振り込みしていただきます。当社は、証拠金として日本円のほか米ドルの預託をお受けいたしますが、有価証券等による充当はお受けできかねます。前述の証拠金受入口座においてお客様からの証拠金の着金を確認した後に当社は、お客様の取引口座に入金処理いたします。銀行等における手続きの遅延や、着金の確認には多少の時間もおかかりますので、その結果としての自動ロスカット（13．参照）等の処理に関しては、当社は責任を負いかねます。なお当社は、お客様が証拠金を当社に送金する際に、お客様のお名前のあとに必ず口座番号を記入していただきますようお願いしております。

12．証拠金の返還（出金）

お客様の証拠金の引出しは、営業日の何時でも可能です。当社は、ご登録されているお客様の銀行口座に、出金依頼日を含む2営業日以内にお振り込みいたします。証拠金の出金の額については、未決済のポジションがない場合は、残高の全額を出金できますが、未決済ポジションを残したまま出金する時の出金可能額は、残高から使用証拠金を減じた可能証拠金額となりますが、当該未決済ポジションを維持するためには、それに見合った証拠金を残しておくことが必要です。なお、預金以上の出金はできません。

13．自動ロスカット

当社は、急激な相場変動によるお客様の損失拡大を防ぐため、お客様の残高が使用証拠金の額を下回った場合、お客様に事前通知することなく、未決済ポジションの全部を自動的に決済する制度を採用しております。

14．益金に係る税金

個人による店頭外国為替証拠金取引の益金（売買による為替差益及びスワップポイントの収益）は、その他の雑所得と合計して、年間（1月1日から12月31日）の雑所得額

が20万円を超える場合、確定申告をする必要があります。詳しくは、所轄税務署等にお問い合わせ下さい。

15．取引の開始

はじめに、当社より本説明書が交付されますので、外国為替証拠金取引の取引概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください。次に外国為替証拠金取引申込書をご提出いただき、外国為替証拠金取引口座を開設していただきます。その際、ご本人である旨の本人確認書類をご提出していただきます。

16．注文の指示事項

外国為替証拠金取引の発注に際し、次の事項を正確に指示して下さい。

- (1) 通貨ペア、(2) 売り買いの別、(3) 数量、(4) 価格、(5) 注文の形態(参照)、
- (6) 注文の有効期間(FX-Bridgeにおけるすべての注文は、GTC注文です。GTCとは、Good Till Canceledを短縮したもので、取り消すまで有効の意味です。)

以下の条件等による発注が可能です。なお、すべての注文は同一通貨ペアを対象とします。

成行注文(Market Order)、指値注文(Limit Order)、ストップ注文(Stop Order)、OCO注文(One-Cancels-the-Other Order.)、トレールストップ注文(Trail Stop Order)、IF-DONE注文(If Done Order)、IF-OCO注文(If OCO Order)

ご注意:

保有ポジション画面のすべてのポジションを選択、ポジションの決済をクリックするとすべてのポジションを一度に決済することができます。

注文内容は、為替相場の値動きにより制限を受けることがありますし、また発注した時点での価格で約定されるとは限りません。

17．お客様及びカバー取引相手方との取引

(1) カバー取引発注方法及び執行基準：原則として、即時カバー取引をしてリスクを回避しています。自動ロスカットに係る執行は、当社の取引システムにより自動的に行われ、当該ロスカットの執行確認後に当社はカバー取引を行います。

(2) カバー取引相手方との間でシステム障害が発生した場合の対応：当局への報告と同時に、ホームページ上に「緊急のお知らせ」としてシステム障害発生的事实を公表いたします。

(3) 相場が急激に変動した場合の対応：約定を拒否することもあります。

(4) 自己勘定取引に係る社内管理態勢：自己勘定取引は行っておりません。

(5) 分別管理の状況：株式会社三井住友銀行神田駅前支店及び株式会社東京スター銀行本店営業部のくにやす・FX株式会社保証金口その他、一部をカバー取引先(IFX Markets Inc.、 Dukascopy Swiss Forex Group、 MIG Investments SA、 Saxo Bank A/S) にて、当社の自己の資金とは分別して管理しております。

18 . 両建て取引

同一の通貨ペアの売ポジションと買ポジションを同時に持つこと(両建て) については、スプレッド、手数料の二重負担、通貨間のスワップポイントにより逆ざやが生じる恐れがあること等のデメリットがあり、経済合理性を著しく欠く取引でありますので、お勧めいたしかねます。しかしながらシステムのうえでは、お客様のご判断で当該取引に至ることは可能です。なお、FX-Bridge におきまして、既存の売ポジションまたは買ポジションに対して、反対方向で同一数量による新規ポジションを建てた場合の証拠金は、それを要しません。

19 . 取引手数料

当社は、インターネットまたは電話によるお取引のいずれの場合も、お客様が新たなポジションを建てた時点で、1ロットあたり200円の手数料(往復分) をお客様の取引口座の預金から引き落とさせていただきます。お客様が新規若しくは決済の片方、または新規及び決済とも電話による発注をされた場合、電話注文割増料金として、片道1ロットあたり100円の手数料をお客様の取引口座の預金から取引の翌営業日に引き落とされます。

20 . 電磁的方法による書面の交付

当社は、契約締結前の書面(外国為替証拠金取引説明書、外国為替証拠金取引約款、FX-Bridge に関する取り決め事項)、契約締結時の書面(取引報告書)、取引残高報告書及び証拠金の受領に係る書面(受領書等) の交付に代えて、お客様の承諾を得て、電磁的方法によって当該書面に記載すべき事項を提供することができますので、当該書面を交付したものといたします。

21 . 決済期限・取引契約の終了

前述の「8 . ポジションの決済及びロールオーバー」で記しましたように、FX-Bridge には、決済期限というものがありません。お客様が取引を終了したい時には、反対売買することによりいつでもポジションを決済することができます。なお、当社はお客様から「取引口座解約届け」の提出があった場合は、直ちに契約を終了し、当該口座を閉鎖します。

22 . 超過債務の処理

お客様は、いかなる場合においても、お客様の証拠金の額を超える債務が発生した時には、直ちにその超過する債務を当社に支払うものとします。

23. お問い合わせ先

お取引に関してのご質問等に関しては営業部に、また、苦情やご意見ご要望等がございましたら、コンプライアンス室までお電話またはメールにてお知らせください。

TEL : 03 - 5207 - 6585 E-mail: info@fx-kyc.com

3、外国為替証拠金取引に関する主要な用語

- ・ 相対取引：売買する両当事者がそれぞれの勘定において直接取引をすること
- ・ 買い付け価格（オファー）：お客様が買うことができる価格
- ・ 売り付け価格（ビッド）：お客様が売ることができる価格
- ・ 外国為替証拠金取引：通貨を売買する外国為替取引と少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引のひとつ
- ・ カバー取引：金融商品取引業者がお客様を相手方として行う外国為替証拠金取引の価格変動リスクの軽減を目的として、他の金融商品取引業者等を相手方として行う為替取引または外国為替証拠金取引
- ・ 金融商品取引業者：外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者
- ・ 差金決済：売買対象の通貨を受渡決済することなく、算出された損失または利益に応じた金額を授受することにより決済する方法
- ・ 成行注文：売買する価格を指定せずに、その時に提示されているレートで発注する注文方法
- ・ 指値注文：現在の値段より有利な価格で売買するために、値段を指定して行う注文方法
- ・ 逆指値注文：注文の発注時点で価格を指定し、その後に価格が指定した価格以上になったら実際に買付けを行い、逆に、指定した価格以下になったら実際に売却を行う注文方法
- ・ ストップ注文：相場がお客様にとって不利な方向に動いた場合、その損失を一定レベル

で限定（ストップ価格まで）するために予め出しておく注文方法

- ・OCO注文：同時に2つの指値注文を出しておき、一方が成立した時に他方を自動的に取消す注文方法
- ・トレールストップ注文：ストップ注文の一種であるが、執行価格となるストップ価格で発注するのではなく、発注の段階で現値との乖離幅を持った仮想トリガー価格を設定し、執行に及ぶまで、上昇または下降傾向のマーケットトレンドの方向にどこまでもついてゆく注文方法
- ・IF-DONE注文：優先順位を持った2つの注文が関係し、一次注文が約定された時、直ちに二次注文が有効になるという注文方法
- ・IF-OCO注文：IF-DONE注文とOCO注文を組み合わせた注文方法です。一次注文（指値または逆指値）が成立すると、二次注文のOCOが有効になります。例をあげますと、110.00ドル円買いの新規指値成立すると、111.00で利食いの指値注文と109.00でストップ注文を組合せたOCO注文が有効となります。
- ・証拠金：契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金
- ・デリバティブ取引：取引価格が取引対象商品等の価格に基づき派生的に決定される取引で、先物取引やオプション取引等を含みます。
- ・値洗い：ポジションについて、毎日或いは時々刻々の市場価格の変化に伴う評価替えのこと

4、外国為替証拠金取引の勧誘方針

当社は、信用・信頼を第一義とし、外国為替証拠金取引の勧誘に当たっては、金融商品取引法その他関係法令、社団法人金融先物取引業協会諸規則等を遵守し、下記の方針のもと適切な勧誘を行います。

1、基本方針

当社は、外国為替証拠金取引契約締結の勧誘要請をしていないお客様に対し、電話や訪問による当該金融商品の勧誘を一切行いません。

2、リスク等の説明

当社は、お客様に対し外国為替証拠金取引についての取引の概要や仕組みはもとより、取引に係る各種リスクについての詳細を十分にご説明申し上げ説明責任を果たすと同時に、不確実な事項について断定的な判断を提供するなどしての勧誘行為を一切いたしません。

3、適合性の原則

当社は、お客様の知識や経験及び財産の状況、さらには投資目的等も総合的に照らして、不相当と認められるような勧誘行為を一切いたしません。

4、個人情報の保護

当社は、外国為替証拠金取引契約締結の際にお客様からお預かりいたしました個人情報は、別に定める「プライバシーポリシー」規定に基づき、紛失や漏洩等から第三者に渡ることがないように万全の管理をいたします。

5、役職員の研修等

当社は、全役職員を対象に定期的な教育研修を実施し、金融市場における知識や技能の習得並びに研鑽に努め、常にサービスの向上を目指すと同時に、内部管理体制を充実いたします。

5、プライバシーポリシー

当社は、個人情報の保護に徹することが当社の事業活動の基本であると考えているだけでなく、社会的な責務であると認識しております。お客様等からご提供いただきます個人情報を適切に取扱うために、当社の業務に係る個人情報の取扱いに関して、ここに個人情報保護方針を定めまして、下記のように全役職員に周知徹底し厳格に履行いたします。

1、当社は、お客様から提供された業務に係る個人情報及び当社役職員の個人情報に関して、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める方針その他の諸規則を遵守します。

2、当社は、個人情報の取得、利用にあたっては、事前に利用目的を特定し明示いたします。当社は、適切な管理措置を講じて、事前に明示した利用目的の範囲を超えた個人情報の取扱い（目的外利用）を決していたしません。

3、当社は、法令等の規定がある場合等を除きまして、ご本人の同意を得ることなく取得した個人情報を第三者への提供はいたしません。

4、当社は、個人情報を安全に保管するために、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩などを防止するための必要な措置を講じます。

5、当社は、個人情報の照会、修正、削除等についての相談を受けた場合、本人確認の後、誠意を以って可及的速やかに対応いたします。

6、当社は、個人情報保護に関する社内体制を定期的に見直し、整備改善し、社会的な動向にも十分な注意を払いつつ、全役職員が一丸となり個人情報の保護に注力いたします。

7、当社は、個人情報に関するお客様相談窓口をコンプライアンス室に設けております。ご意見やご質問、ご要望またはクレーム等がございましたら、同窓口までお電話またはメール等でお寄せください。

TEL : 03 - 5207 - 6585 E-mail : info@fx-kyc.com

個人情報の取扱いについて

1、個人情報の利用目的

当社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日）に基づき、個人情報を下記の業務のために、また利用目的を下記に記し必要な範囲内で利用いたします。

（1）業務内容

外国為替証拠金取引業務及びこれに付随する業務
従業員の雇用管理業務
採用に関する業務

（2）利用目的

外国為替証拠金取引口座開設の申し込み受付等のため
犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等のため
外国為替証拠金取引の勧誘等のため
適合性の原則等に係る判断等のため
お客様への各種書面交付等のため
お客様との適切かつ円滑な継続的取引に係る管理等のため
当社従業員の雇用管理のため
当社の採用選考のため

2、個人情報の照会、訂正等の手続き

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の照会、修正、利用停止、削除等についてのご請求を受け付けております。具体的な手続き等に関しましては、下記窓口までお問い合わせください。

コンプライアンス室個人情報相談窓口

TEL : 03 - 5207 - 6585 E-mail : info@fx-kyc.com

6、外国為替証拠金取引のお客様適合性

当社は、外国為替証拠金取引受託業務に関する社内管理規則で下記の通り定めています。

お客様の適合性を十分に配慮し、次に該当する方については、一切の勧誘行為を行いません。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人、被補佐人、精神障害者及び生活保護法被適用者
- (3) 主として年金、社会保険給付金等により生計を維持し、余裕資金を持たない者
- (4) 長期入院、または自宅療養者等で医療費が収入の一定額を占めている者
- (5) 外国籍で不法滞在している者
- (6) その他、外国為替証拠金取引を行う適合性に欠けると判断される者

7、外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした外国為替証拠金取引、または顧客のために外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「外国為替証拠金取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- 1、外国為替証拠金取引契約(顧客を相手方とし、または顧客のために外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- 2、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- 3、外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問または電話をかけて、外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。)に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)
- 4、外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- 5、外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けた顧客が当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当

該勧誘を継続する行為

6、外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為

7、外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部若しくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

8、外国為替証拠金取引について、自己または第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

9、外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為

10、本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと

11、外国為替証拠金取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

12、外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）

13、外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行若しくは脅迫をする行為

14、外国為替証拠金取引契約に基づく外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為

15、外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

16、外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為

17、あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により外国為替証拠金取引をする行為

18、個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき従業員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報

に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として外国為替証拠金取引をする行為

19、外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

20、外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う外国為替証拠金取引の売付または買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

外国為替証拠金取引説明書改定記録

平成15年5月1日制定

平成18年3月1日改定

平成18年6月1日改定

平成19年9月30日改定

平成20年3月11日改定